

記者資料提供(平成28年11月21日)

環境局

環境政策部資源循環政策課 担当者名 橋本、林

TEL:078-322-6942 内線:3521

E-MAIL:3r@office.city.kobe.lg.jp

ご家庭で眠っている水銀式の体温計・温度計・血圧計を協力薬局で店頭回収します ー環境省モデル事業ー

水銀に関する水俣条約の採択や「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の成立を受け、水銀廃棄物の適正な分別と効果的な回収方法を検討・検証するために実施される環境省モデル事業に参加し、家庭で眠っている水銀式の体温計・温度計・血圧計を協力薬局で回収します。

◆概要◆

家庭で眠っている水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計を神戸市薬剤師会会員の協力薬局を拠点に店頭回収し、適正な分別・回収方法について検討を行います。

◆対象物◆

(1)水銀体温計、(2)水銀血圧計、(3)水銀温度計

※電子式のものは対象外です。

※いずれも家庭用のものに限ります。事業用のものは対象外です。

◆実施期間◆

平成28年12月1日(木曜)から平成29年1月31日(火曜)までの2ヶ月間

◆回収拠点◆

神戸市薬剤師会会員薬局の協力薬局(市内197箇所)

※お近くの回収拠点は「協力薬局一覧」でご確認ください。

◆実施主体◆

環境省、神戸市

◆協力◆

日本薬剤師会、神戸市薬剤師会

◆その他◆

- (1) 水銀体温計は薬局窓口付近にある緑色の回収ボックスへ入れてください。水銀温度計・水銀血圧計は薬局窓口へお持ちください(無料で回収します)。
- (2) 購入時のケース等に入れたまま、もしくはビニール袋に入れてお持ちください。

◆参考◆

平成25年10月に水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す「水俣条約」が採択され、その条約を踏まえた国内対策として、水銀使用製品の適正な回収のため国、自治体、事業者に対して努力義務が課せられました(「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」)。

これを受け、水銀廃棄物の適正な分別・回収業務の全国展開を促進することを目的に、環境省のモデル事業(全国都市清掃会議(全国の市区町村等で構成された公益社団法人に委託)として、平成26年より薬局を中心とした回収拠点とする水銀体温計・血圧計等の回収事業が行われています。

実施自治体団体

- | | |
|--------|------|
| 平成26年度 | 2団体 |
| 平成27年度 | 15団体 |
| 平成28年度 | 61団体 |